

2007年8月21日

各省、自治区、直辖市及び計画単列市工商行政管理局

国家工商行政管理总局

「傍名牌」の不正競争行為を打撃する 特別法執行行動の展開に関する通達

近年来、各地の工商行政管理機関は、積極的な措置を取り、他社の知名商号又は商標を勝手に自社の商号として企業名登録申請を行い、且つ様々な手段で市場で使用し、市場の誤認や混同を引き起こす不正競争行為（以下は、「傍名牌」行為という。）に対し整頓をし、ある程度の効果を取めた。しかし、当面の状況から見れば、さまざまな原因で、「傍名牌」行為が有効的に取り締まられておらず、社会で強い反響を呼んでいる。公平競争の市場秩序を維持し、経営者と広範な消費者の合法的權益を保護するために、総局は、今年中全国範囲において「傍名牌」行為を打撃する特別法執行行動を展開しようとして決定した。関連事項について下記の通り通達する。

一. 特別法執行の実施時期及び重点

今回の特別法執行行動は今年の8月から12月までとする。総局によって配置し、他社の知名商号又は商標を自社の商号として企業名登録申請を行い、且つ様々な手段で市場で使用し、市場の誤認や混同を引き起こす「傍名牌」案件を重点的に取り締まる。そして、同時に存在する知名商品の特有名称・包装・装飾の盗用や、商業秘密への侵害など権利者の知的財産権を侵害するその他の行為に対しまとめて調査・処理する。各地では、実情によって自地区の重点的な取り締まり対象となる「傍名牌」案件を決めることができる。

二. 法執行の要求

(一)思想を統一し、認識度を向上させる。市場の競争秩序を維持し、経営者と消費者の合法的權益を保護することは、法律が工商行政管理機関に与えた重要な役割・責任である。「傍名牌」行為は、広範な消費者の誤解を招き、経営者と消

消費者の合法的權益を侵害したばかりでなく、公平競争の市場秩序をひどく破壊してしまつた。各級工商行政管理機關は、「傍名牌」行為の社会的危害を十分に認識し、思想を統一して、法定の職責を真剣に履行し、「傍名牌」行為を断固として取り締まらなければならない。

(二)「傍名牌」行為の性質を正確に把握する。「傍名牌」行為は、他社の知名商号又は商標の商業名声を借り、それに便乗して、市場の誤認・混同を引き起こすことを通して、市場での取引機会の獲得を目的とするので、誠実信用の市場取引準則を嚴重に違反した典型的な不正競争行為である。

(三)「反不正競争法」など関連法規制を正確に適用し、法に従い「傍名牌」案件を取り締まる。「傍名牌」行為の表現形式が複雑であるから、各地の工商行政管理機關は、「反不正競争法」の立法の本意と主旨の實質を真剣に理解し、「最高人民法院による不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」の関連規定を参照し、「傍名牌」行為の具体的な表現に応じて、「反不正競争法」、「商標法」、「企業名登記管理規定」などの関連法律条項を総合的に運用し、法に従い調査・処理しなければならない。

その一、企業名の中の商号を目立たせ、拡大して使用することにより、他社の登録商標への盗用、他社の登録商標専用権への侵害を構成したものに対し、「反不正競争法」第五条第（一）項又は「商標法」第五十二条の規定に従い認定・処理することができる。

その二、企業名を簡略化にすることにより、商品の産地、製造者などへの誤解を招く虚偽表示又は偽り宣伝を構成したものに対し、「反不正競争法」第五条第（四）項又は第九条の規定に従い認定・処理することができる。

その三、企業名（中国国内において商業的使用をする外国又は地区の企業名を含む）に、一定の市場知名度を持ち、関連公衆に周知される他人の企業名の中の商号を使用することにより、他社商品と誤認させるものに対し、「反不正競争法」第五条第（三）項の規定に従い認定・処理することができる。

4. 大案件への取り締まりを徹底する。各地は、特別法執行行動において、性

質が悪く、影響範囲が広く、且つ典型的な「傍名牌」案件を取り締まりの重点として選定し、知的財産権の保護業務を絶えずに推進しなければならない。総局として、重大苦情案件に対する調査・処理を適時に配置・段取りしようとする。

5. **工商行政管理機関としての全般的な職能役割の発揮に着目する。** 今回の特別法執行行動は、工商行政管理機関の全般的な職能役割を十分に発揮させ、内部の意思疎通と提携を強化し、「傍名牌」行為に対し総合的に整頓すべきである。同時に、上級機関としては案件処理に対する指導と検査を強化し、各地としては特別法執行で遭遇した問題につき速やかに報告・稟議し、上下で連携を取らなければならない。

総局は、第四四半期に、人員を派遣し各地の特別法執行行動の展開状況及び重点案件の調査・処理状況に対し抜き取り検査及び監督検査を行う予定である。

各地は12月30日までに特別法執行業務の展開状況、あった困難と問題及び次のステップの業務展開に関する意見・提案を書面にて総局公平交易局に提出するものとする。

以上